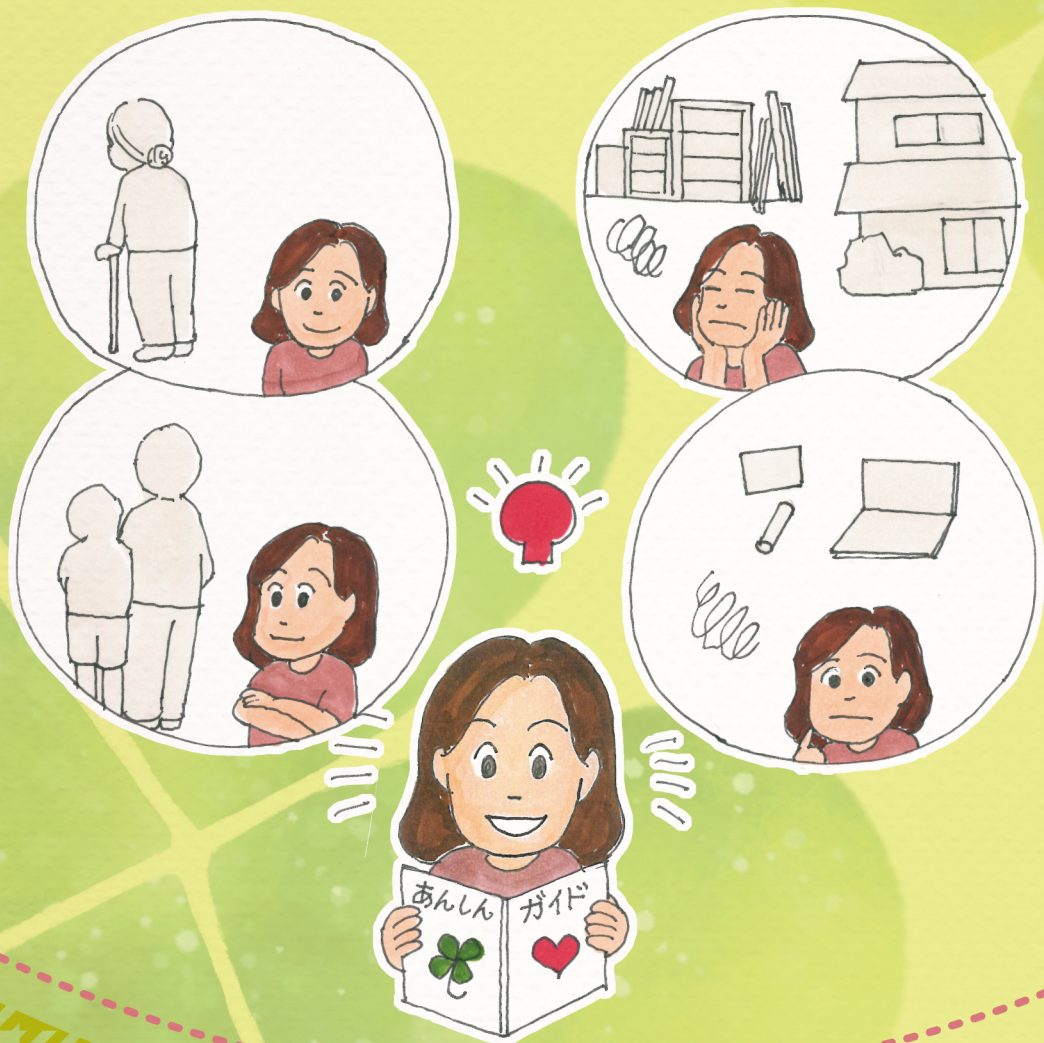


親なき後の あんしんガイド



認定NPO法人つなぐ・三人会

はじめに

このたび、当法人は当事者の親の会である三人会と共同で、「親なき後」を見据えた 3 つのツール（通称、あんしん三部作）を完成させました。

1. 『あんしんガイド』：成年後見制度と関連制度について解説したガイドブック
2. 『あんしんノート』：お子さんのための情報をまとめるノート
3. 『つなぐノート』：親御さん自身の情報や想いをまとめるノート

本書は『あんしんガイド』2020 年版の改訂版です。初版では福祉サービス全般について解説していましたが、今回の改訂では、成年後見制度と、親御さんが準備すべき経済基盤の整備に特化して内容を再編しました。

障がいのある方の家族にとって、ご本人の自立や将来に関する悩みは尽きません。特に、入所施設やグループホームといったサービス資源が不足している現状では、ご本人をどのタイミングで自立させるべきか、判断に迷うケースが多く見受けられます。ここで紹介している内容が、すべての方の状況をカバーできるわけではないことを承知しておりますが、一部でも皆様の参考になれば幸いです。

認定 NPO 法人つなぐ・三人会

※本著は 2025 年 6 月現在の法律に基づいています。

目次

事例とアドバイス

チェックリスト	2
事例1 親なき後はすべて兄弟姉妹に任せたい	4
事例2 兄弟姉妹にはそれぞれの生活を大切にしてほしい	5
事例3 いとこが協力的なので何かお願いしたい	6
事例4 銀行に後見人を選任するよう助言されました	7
事例5 本人のことは心配。でも後見報酬が…	8
事例6 両親が会社を経営しています	9

用語解説

I. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは	11
法定後見制度	12
任意後見制度	13
後見人の仕事	14
後見人は誰にお願いするのか	15
法定後見制度を利用した場合の報酬の目安	16
成年後見制度利用支援事業とは	17
法定後見における不正防止のしくみ	18

II. 親なき後に備える生活費の準備

障害者扶養共済制度	20
特定贈与信託とは	21
生命保険信託とは	22
家族（民事）信託制度とは	23

III. 親自身の準備

遺言書のすすめ	25
相続税・障害者控除	26
あんしんノートとは	27
つなぐノート	28
親なき後のあんしん設計	29
親なき後の備えチェックシート	30

事例 と アドバイス



チェックリスト

下記のチェックリストを参考に事例を読み進めてください。皆さんのご家庭の状況に近い事例を参考に親なき後の準備を考えていきましょう。

■ 家族

☐	両親とも健在	➡ 事例 1、2
☐	親のどちらかに重大な 病気 がある・ 介護 が必要な状態である	➡ 事例 3
☐	片親のみ	➡ 事例 4、5

■ 兄弟姉妹

☐	兄弟姉妹がいない	➡ 事例 3、5
☐	兄弟姉妹がいるので後は すべて 託することができる	➡ 事例 1
☐	兄弟姉妹がいるので 一部 託することができる	➡ 事例 2
☐	兄弟姉妹はいるが託すことは 難しい	➡ 事例 4

■ 親族

☐	力になってくれる親族がいる	➡ 事例 3
☐	親族はいるが疎遠・託すことが 難しい	➡ 事例 4、5

チェックリスト

☘ 相続

☐	相続予定財産に自宅以外の 不動産 がある	➡ 事例 3
☐	相続予定財産は 自宅と現預金 である	➡ 事例 1、2、4
☐	相続予定財産は 現金のみ である	➡ 事例 5
☐	親が 会社を経営 している	➡ 事例 6

☘ 親なき後の住まい

☐	現在住んでいる グループホームや施設 で 住み続けてほしい	➡ 事例 1、2、3
☐	親なき後もできる限り 自宅 に住み続けて ほしい	➡ 事例 6
☐	親子 で支援を受けられる施設等に入りたい	➡ 事例 4
☐	できるだけ早く グループホームや施設に 入って暮らしてほしい	➡ 事例 4、5

☘ 葬儀・墓

☐	葬儀や墓のことを託せる家族がいる	➡ 事例 1、2
☐	葬儀や墓のことを託せる家族はいない	➡ 事例 3、4、5
☐	すでに葬儀や墓のことを 託している 人や 団体がある	➡ 事例 3

事例 1 親なき後はすべて兄弟姉妹に任せたい

家族：両親は 70 歳代後半でともに健在

長男（愛の手帳 A2）グループホーム入所中

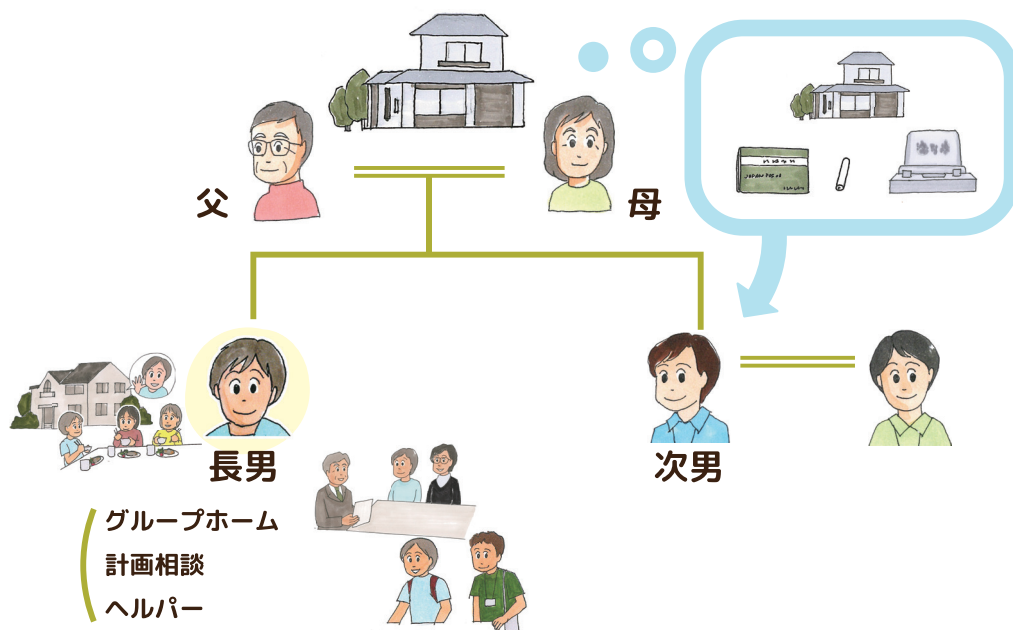
週末もグループホーム

次男は結婚、車で 30 分の距離に暮らす。

意向：兄弟仲良く次男の配偶者も長男の障がいに理解があり

相続予定の財産はすべて次男に引き継ぎたい。

財産：戸建て持ち家、預貯金、先祖代々のお墓あり



アドバイス

本人の暮らしをより豊かにするためには福祉サービスを活用しつつ、社会参加の機会を増やしていくことも考えてみましょう。定期預金など、大きなお金の管理は兄弟姉妹に任せ、生活費などは定期的に給付を受けられる家族信託や生命保険信託を検討してみましょう。

成年後見制度の利用も検討してみましょう。

事例 2 兄弟姉妹にはそれぞれの生活を大切にしてほしい

家族：両親は 70 歳代で健在

長男に障がい（愛の手帳 A2）があり、

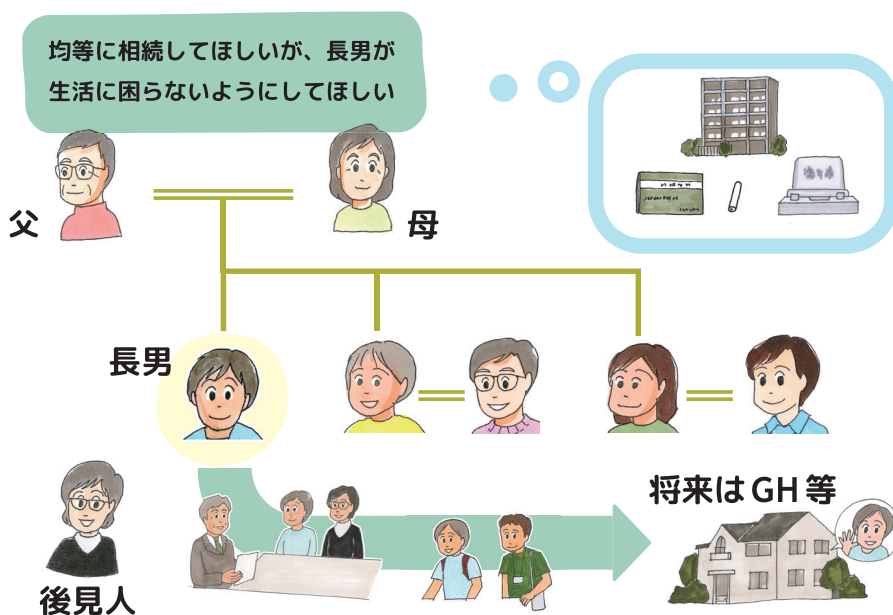
両親と自宅で三人暮らし。

長女、次女はそれぞれ結婚し、子どもあり。

長女らにはお墓だけ頼み、自分の生活を優先してほしい。

意向：相続される財産（マンション、預貯金）は長男が経済的に困らないようにしたい。親なき後はグループホームで。

財産：自宅マンション、預貯金



アドバイス

親が元気なうちに家族でよく話し合い、自分たちの想いを十分につたえておきましょう。相続のこと、住まいのこと、親が亡くなった後の葬儀や墓のこと、本人の後見人のこと等を話し合いましょう。例えば、成年後見制度を使うと、グループホームや施設入所、ガイドヘルパー、計画相談の利用、行政機関での諸手続き等を託すことができます。

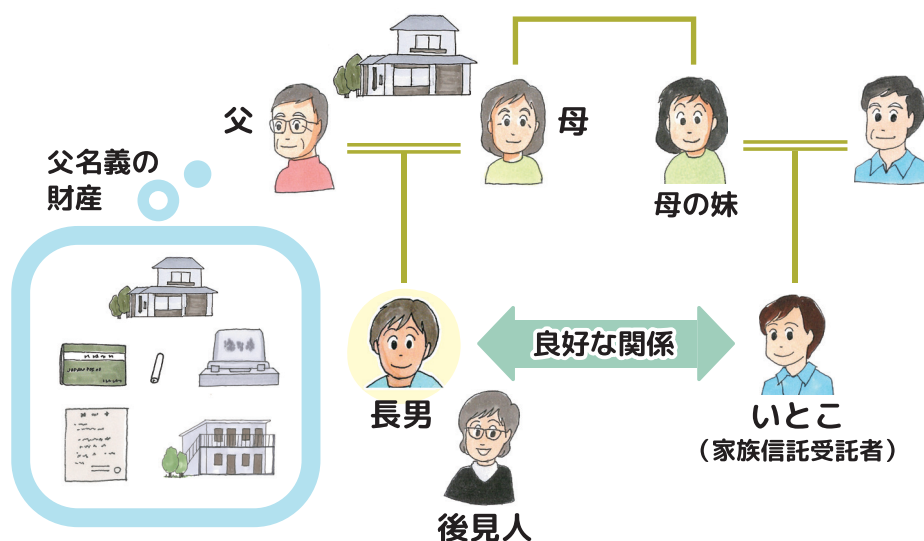
事例 3 いとこが協力的なので何かお願いしたい

家族：両親とも 80 歳代、父親は胃がんで療養生活。

一人息子は軽度の知的障がい（愛の手帳 B2）。現在はグループホームで生活しながら企業に勤める。身の回りのことや日常生活費の管理ができるが、全体の財産管理は難しい。

意向：車で 30 分程度のところに住む、長男と仲の良い
いとこ（母の妹の子）に託したい。

財産：本人の年金を貯蓄してきた、相続予定の財産は父親名義の自宅（戸建て持ち家）、賃貸アパート（一軒）、息子受取の生命保険、預貯金。先祖代々のお墓（電車で 2 時間ほど）

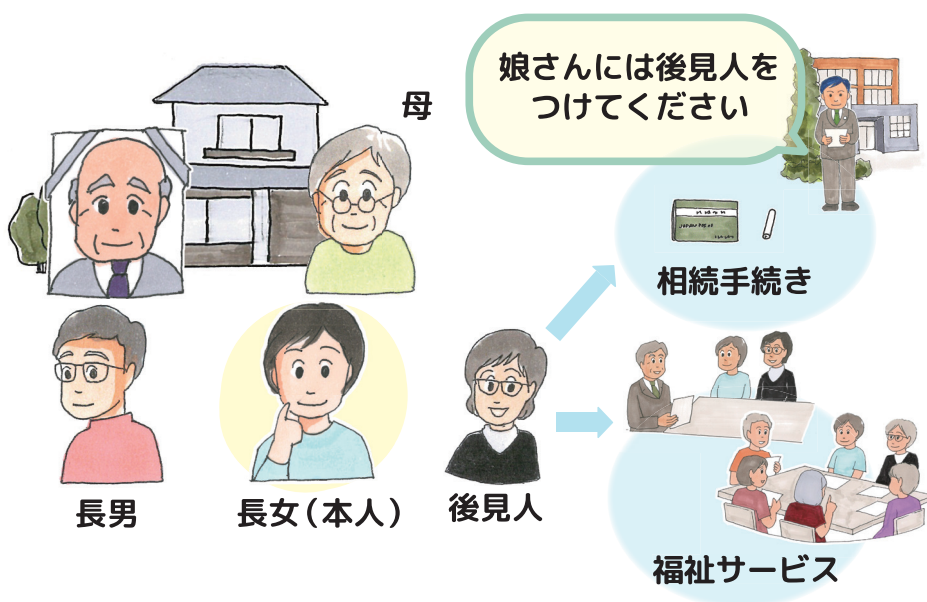


アドバイス

大きなお金の管理方法を考えておきましょう。軽度の障がいであれば、法定後見制度だけでなく、任意後見制度の活用も視野に入れるとよいでしょう。また、財産の管理方法として、家族信託の利用も想定できます。このケースの場合、いとこを受託者として、毎月一定額の生活費が振り込まれるよう設定しておきます。賃貸アパートの管理も依頼することができます。将来、本人が亡くなった後、残された財産をお世話になった施設に寄付するように指定しておくこともできます。

事例 4 銀行に後見人を選任するよう助言されました

- 家族：母親は 70 歳代。最近父親が病気で死亡
長女が重度の知的障がいと身体障がい（愛の手帳 A2）、通所施設、
短期入所を定期的にご利用
長男も同居であるが、非協力的
- 意向：父親の相続があり、手続きに際し、長女に後見人が必要
どのように手続きをし、相続の手続きをすればよいか。
- 財産：自宅（戸建て持ち家・父母共有名義）、預貯金（父親名義）



アドバイス

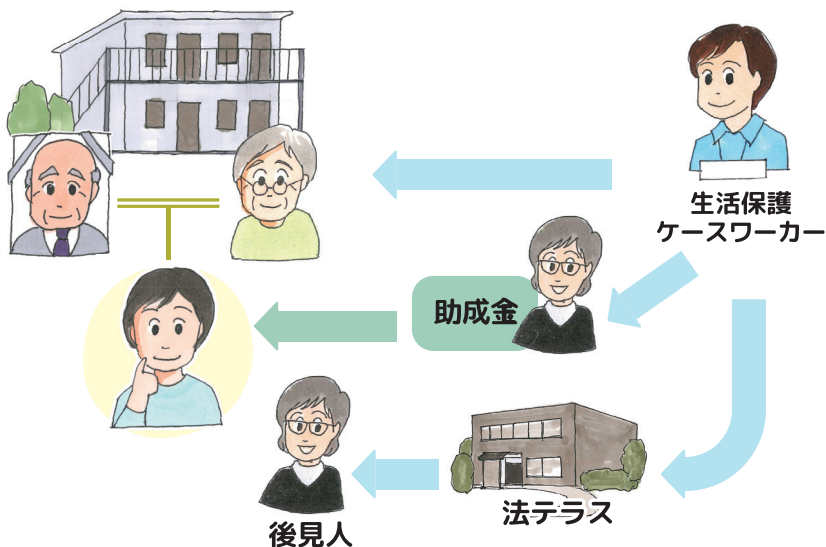
法定後見人の選任手続きをしましょう。相続人である親族を後見人に考えている場合、相続手続きのみ特別代理人を立てる必要があります。このケースでは、第三者の専門職後見人が想定されます。福祉サービスの活用があまりできていないので、福祉の専門家を後見人にするのが適当かと思われます。

事例 5 本人のことは心配。でも後見報酬が…

家族：父親死亡（享年 60）、母親 80 歳代
一人っ子である長女は障がい（愛の手帳 B1）
賃貸アパートに二人暮らし、生活保護を受給
長女は通所サービスのみ利用

意向：母親は自分が亡くなった後のことを心配

財産：なし



❖ アドバイス

すでに生活保護を受給していますので、経済的な面は特に準備をする必要はないでしょう。心配なのは本人の生活面を支援してくれる人の存在がないことです。まずは法定後見人の選任を申し立てましょう。生活保護を受給中ですので、家庭裁判所での手続きには、無料（低額）で利用できる法テラスに依頼することも検討してみましょう。

第三者後見人の場合、報酬が必要ですが、一定の要件を満たせば成年後見制度利用支援事業という助成制度が利用できます。この制度は自治体により運用が異なります。後見人がつく適切な福祉サービスの利用にもつながります。

事例 6 両親が会社を経営しています

会社の承継を検討しなければならない

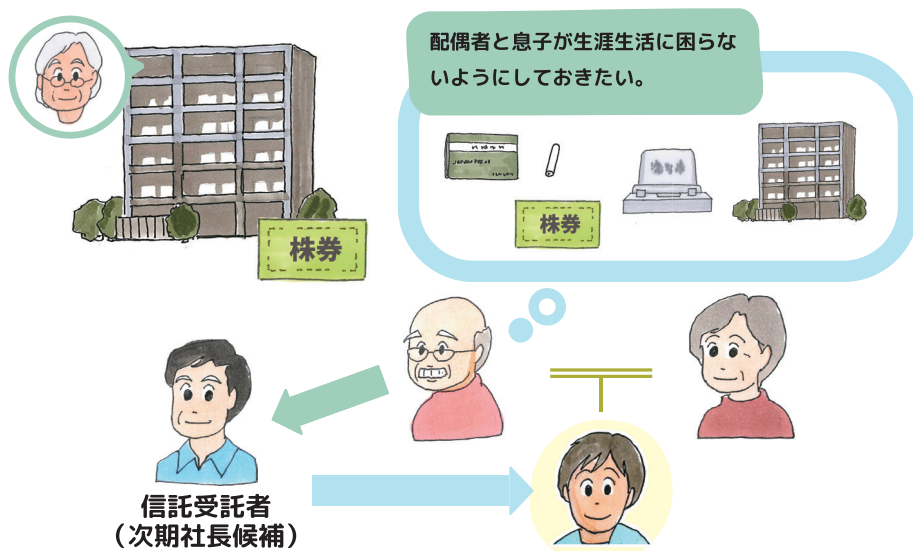
家族：父親、母親とも 70 歳代、父方祖母 90 歳代後半

長男は 40 歳代、障がいあり（愛の手帳 B1）

父親は町工場を経営、事務所兼自宅のビル所有、1 階 2 階は会社で使用。3 階 4 階が自宅。

意向：会社と障がいのある長男のために準備したい。信頼のおける社員 A がいるので、その社員に会社を譲りたい。長男の生活も心配

財産：自社株、預貯金、自社ビル兼自宅、墓



アドバイス

親が経営者の場合、会社からの給与で家族全体の生活を賄っている事がおおく、親なき後問題と深く関係してきます。できるだけ早い段階で、親の代で会社を畳むのか、続けるのかを選択し、確実に手続きを進めていきましょう。

父親が亡くなった後の配偶者の生活、長男の生活が維持できるようにしなければなりません。特に長男は若いので長期にわたって経済的に保障されるよう遺言書を書いておきましょう。また、会社承継のケースでは、家族信託の活用が有効です。

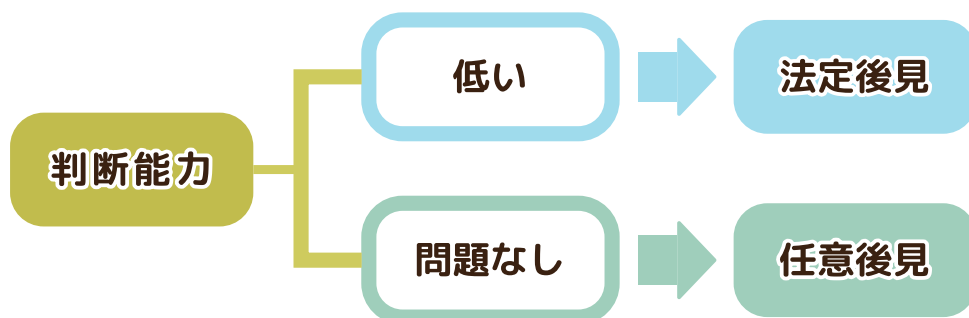
用語解説

I. 成年後見制度の 概要



成年後見制度とは

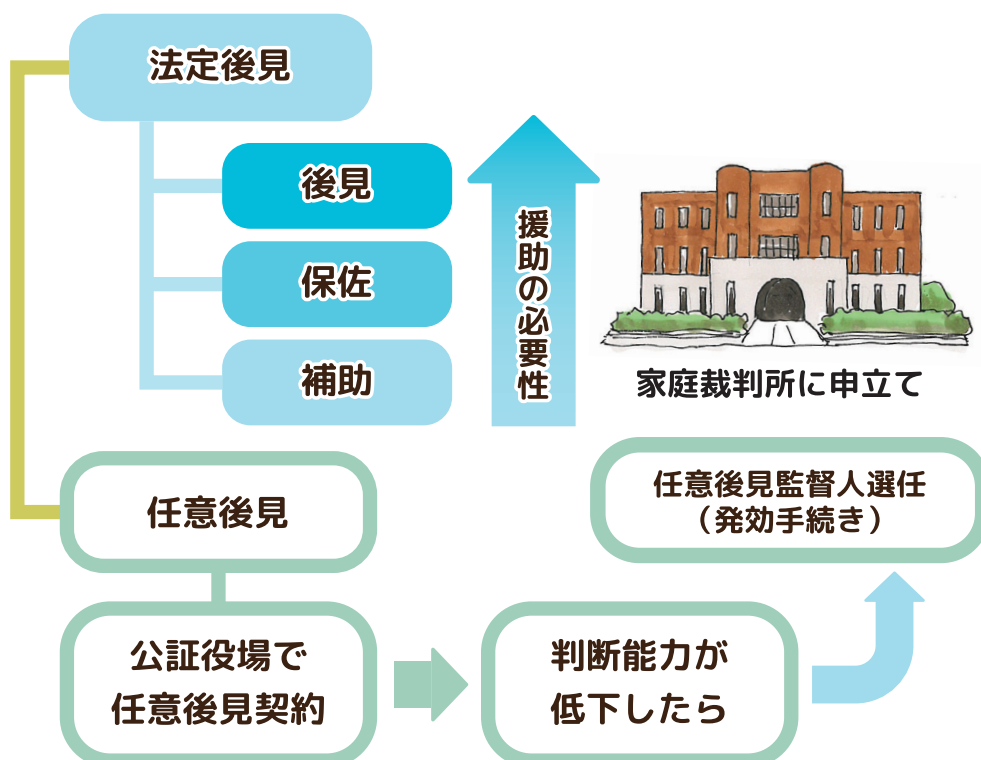
基本的な考え方



成年後見制度を利用するかどうかは、本人の判断能力によって決まります。

成年後見制度の概要

成年後見制度の全体像は図のようになります。



法定後見制度

法定後見制度は既に判断能力が不十分な方のために家庭裁判所に申立てをしてご本人を守る民法の制度です。

申立て

審理・審判
(家庭裁判所にて)

審判の確定
(法定後見の開始)



本人や関係者からの
聞き取りなど

成年後見人等の候補者の
適格性の調査など

成年後見人等の選任



判断能力の状態によって補助類型、保 後見類型の3種類があります。
どの類型になるかは医師の診断書が目安になります。

❖ 後見人等には、親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や法人等がなることができます。

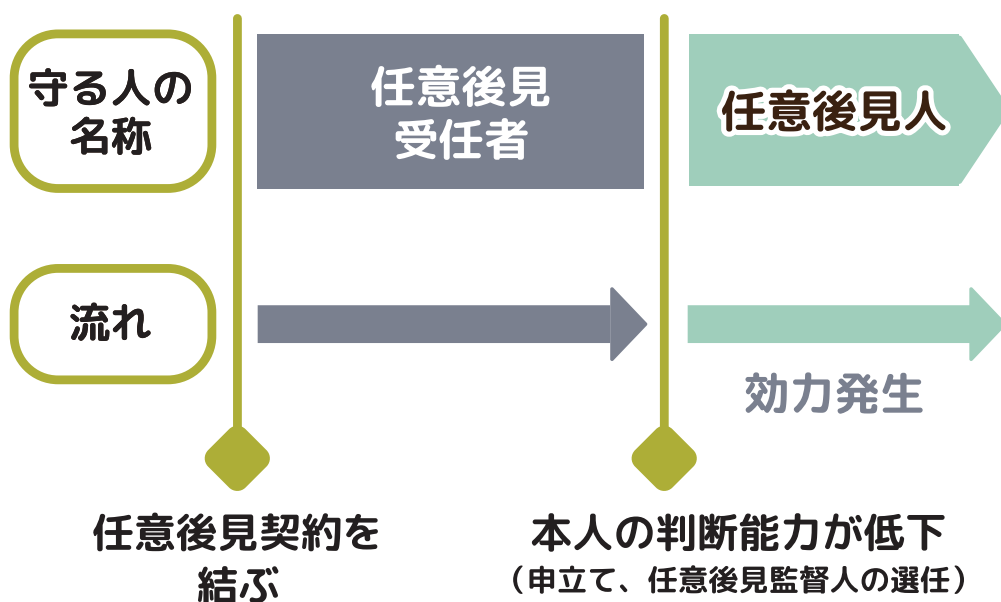
❖ 申立書に候補者を記載することはできますが、補助人、保佐人、後見人を決定するのは家庭裁判所です。

❖ 後見人等は、基本的には年に一度、家庭裁判所に報告する義務があります。その他、特別な場合には報告が必要になります。

❖ 第三者に後見人を依頼した場合には、ご本人の財産から報酬が支払われます。報酬額は家庭裁判所が決定します。生活保護を受給されている方など条件を満たす場合は、自治体の報酬助成制度を利用することができます。

任意後見制度

任意後見制度は、判断能力がある時から公正証書で契約して将来のために備える制度です。



- 自分が決めた人に任意後見人をお願いして契約します。
- 任意後見人へ依頼する内容（代理権）は自分で決めることができます。
- 報酬額はあらかじめ契約で決めておきます。金額は合意により自分達で決めることができます。
- 判断能力が低下したとき、家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると発効します。

後見人の仕事

基本業務

後見人の基本的な業務は

①本人の財産管理と②身上保護と呼ぶ生活支援です。

付与する権限

後見人に与えられる権限は「同意権・取消権」と「代理権」です。

同意権 / 取消権 / 代理権

同意権とは本人が結ぶ契約について後見人が同意したり取消しすることができる権限です。

代理権とは本人の意思を後見人が代理する権利です。

権限の範囲

法定後見については、類型により与えられる権限の種類や範囲が異なります。任意後見については、契約時に本人が後見人に与える代理権の内容を決めます。同意権・取消権は与えられません。

① 財産管理

預貯金

不動産

年金

各種
支払い

税金等

② 身上保護

医療・介護の
手続き

行政
手続き

福祉
サービス
の手続き

関係機関
との調整

その他

後見人は誰にお願いするのか

親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や法人などが後見人になることができます。それぞれのニーズに合わせて検討する必要があります。特定の候補者がいない場合、専門職団体に相談すれば紹介してもらえます。候補者がいない場合は家庭裁判所が事情に応じて専門職後見人を選任します。

法人後見という形態もあり、NPO 法人や社会福祉協議会などの組織（法人）が後見人となることがあります。障がいのある方など後見が長期に渡る場合には、法人後見に利点があります。

専門職後見人

弁護士 	家族間の争いや不動産管理等が多い方
司法書士 	不動産を多数所有している方
社会福祉士 	福祉サービスの調整等が必要な方
NPO 法人 社会福祉協議会 その他法人	後見期間が長期になる障がいのある方 担当者の交代が比較的容易

法定後見制度を利用した場合の報酬の目安

後見人にかかる報酬は法定後見制度の場合は家庭裁判所が決めます。

表は、平成 25 年東京家庭裁判所の提示した**月額費用の目安**です。

監督人が就任した場合は、別途報酬が発生します。後見人の交通費や通信費なども本人の負担となります。

財産管理額	後見人	監督人
1000 万円まで	約 2 万円	
1000 万円～ 5000 万円	3 ～ 4 万円	1 ～ 2 万円
5000 万円～	5 ～ 6 万円	2 万 5 千～ 3 万円

成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用に際して必要な費用等を支援する制度です。以下の助成があります。諸要件が自治体により異なります。

- ① 市町村長による申立て費用
- ② 成年後見人等への報酬助成（収入制限あり）

参考

横浜市の例（自治体により異なります）

申立て費用の助成 区長申立てのみ

報酬費用の助成 本人、親族申立ても可能

助成上限額 入所・入院者 18,000 円 / 月
それ以外 28,000 円 / 月

対象者 ① 生活保護を受けている世帯
② 以下の収入、資産基準をいずれも満たす方

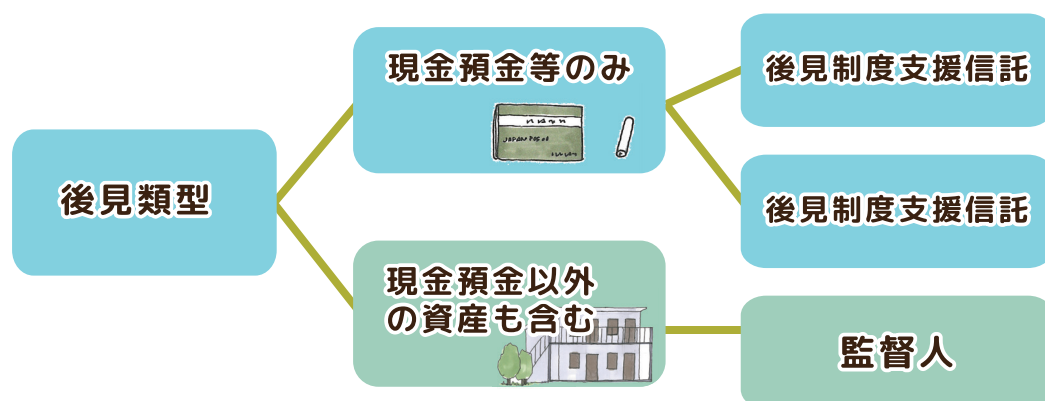
世帯の人数	収入見込額(年額)	資産基準 (現金、預金、有価証券等)
単身世帯	150 万円以下	350 万円以下
2 人世帯	200 万円以下	450 万円以下

③ ①～②他、報酬支払いが困難であると区長が認めた方

法定後見における不正防止のしくみ

後見類型の場合

後見類型で一定額以上の財産がある場合、後見制度支援信託か、後見制度支援預金を利用できます。金銭以外の財産がある場合は、監督人が選任されます。



保佐・補助の場合



保佐類型、補助類型の方で一定額以上の財産がある場合、監督人が選任されることがあります。

基準額は各家裁で異なります。横浜家裁の場合は1200万円が基準となります。(令和7年現在)

用語解説

Ⅱ. 親なき後に備える 生活費の準備



障害者扶養共済制度

障がいのある子のために親が加入できる共済制度です。原則 20 年間掛金を支払うことで、保護者が亡くなったとき、加入する口数に応じて、障がいのある子に年金が生涯給付されます。都道府県・指定都市が実施しています。保護者が死亡、重度障がいになった際、本人へ生涯に渡り年金が支給されます。

給付額・掛金

給付額は 1 口 2 万円です。掛け金は加入する際の保護者の年齢により異なります。掛け金は全額所得税の控除対象となります。

年金を受取る障がい者の要件

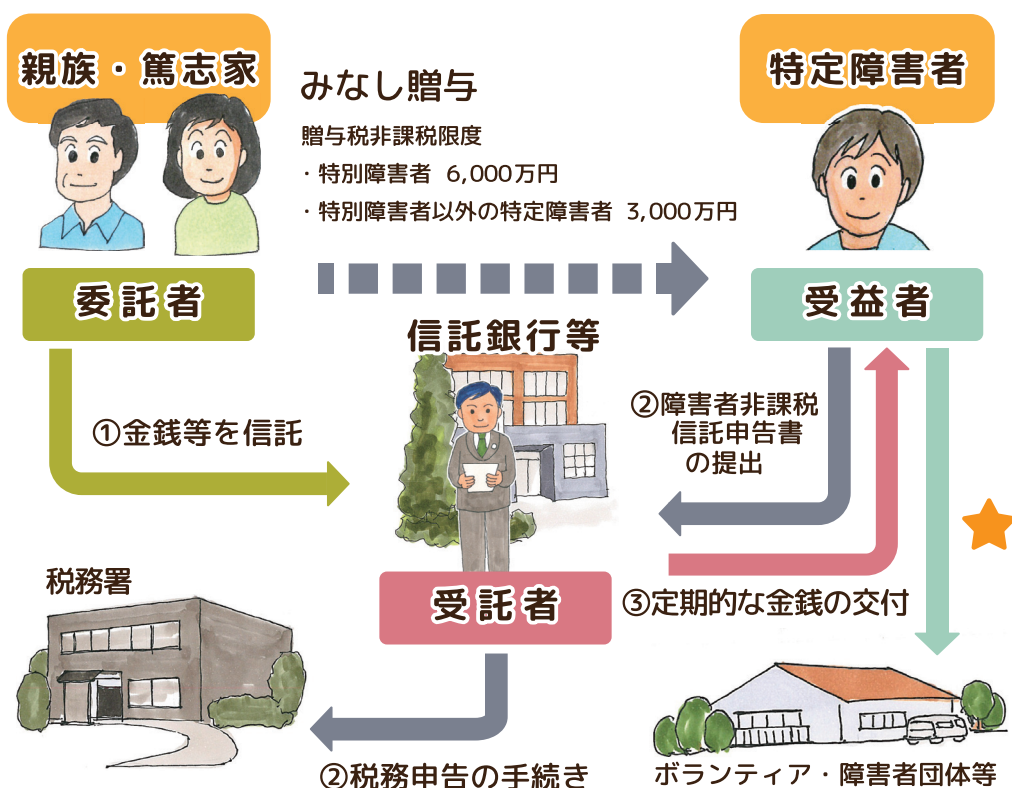
- ①知的障がいのある方
 - ②身体障害者手帳 1 級から 3 級に該当する方
 - ③永続的な精神・身体障がいのある方
- ①②③の要件と、将来独立自活することが困難である方

	内容
加入要件	加入年度初日が 65 歳未満、健康、一定の障がい者を扶養
掛金	保護者の年齢が若いほど掛金は安い 民間保険と比べて割安 掛金は所得税の控除対象となる
税制優遇	受け取る年金に所得税、住民税、相続税、贈与税はかからない
その他	生活保護の収入認定から除かれる

特定贈与信託とは

特定贈与信託とは、障がいのある子の将来に備え、金銭や有価証券等の財産を信託銀行等に信託するものです。贈与税の非課税制度が適用されますので、一定の額までは贈与しても税金がかかりません。ただし、契約時や信託財産の運用手数料として信託報酬（金額は金融機関による）がかかることと、金銭信託の運用利益に対して 20.315%の所得税が課税されます。

❖ 特定贈与信託の図



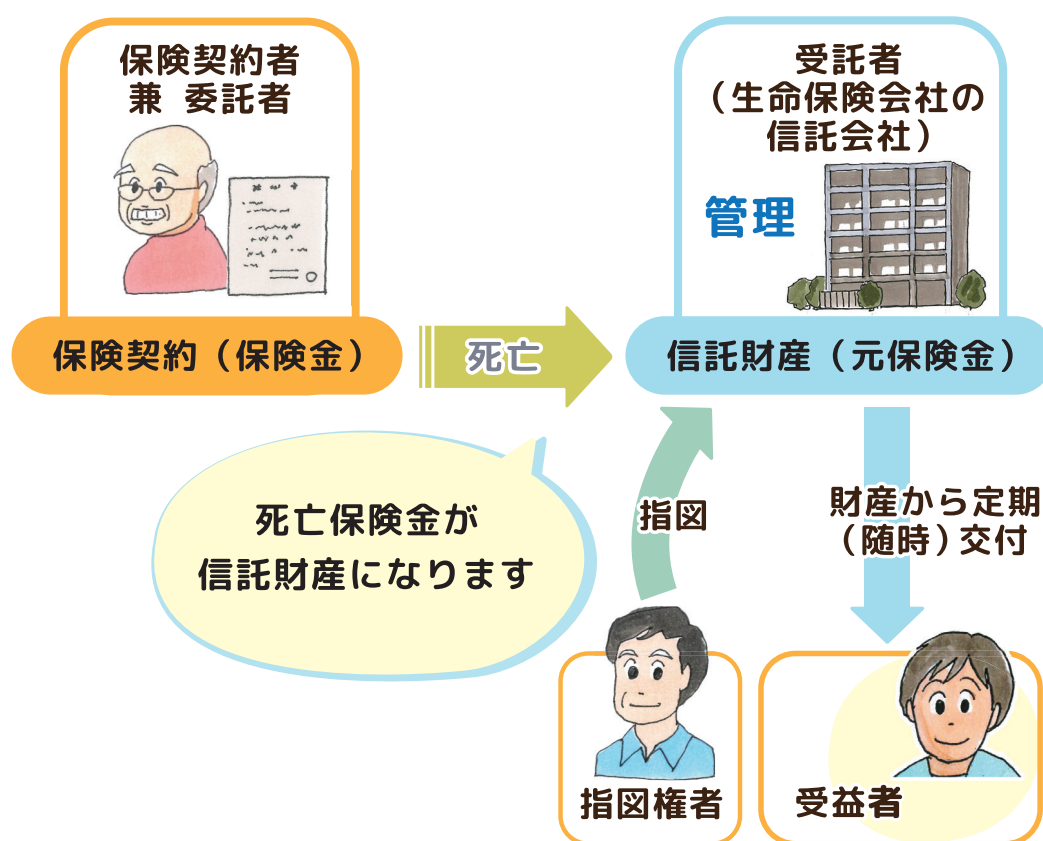
★ 受益者が亡くなった場合は、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等に残った財産を寄付して他の障がい者のために活用することもできます。

参考：一般社団法人信託協会 HP. "特定贈与信託"
(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/public_interest/specific_gift.html)

生命保険信託とは

生命保険信託は、生命保険契約の死亡時の保険金をそのまま信託財産とする制度です。信託会社が受託者となりますので、家族信託とは異なり、受託者を探す必要はなく、親亡き後の子ども（受益者）の生活の為にその保険金を少しずつ渡すことができる制度です。

生命保険信託の図

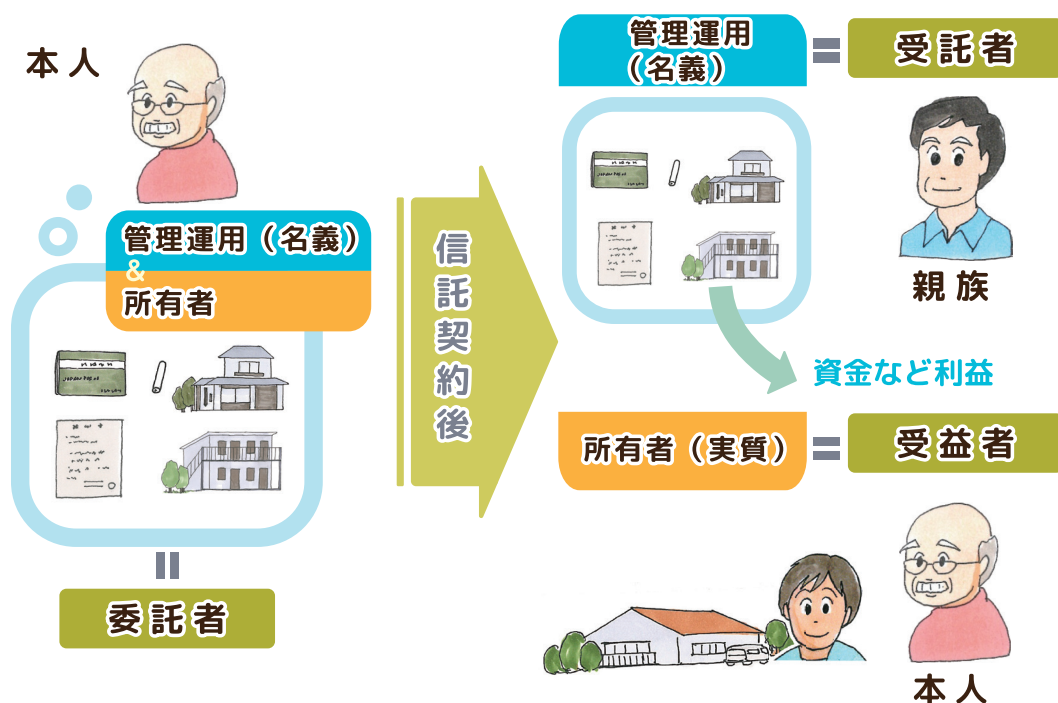


◆ 生命保険信託のメリットは、定期交付の額や指図権者（受益者の代理人）を決めることで、安全に生活費を渡すことができます。また、契約時の費用が比較的安価です。子ども（受益者）が亡くなった後の信託財産の行き先（寄付等）を決めることもできます。

家族（民事）信託制度とは

家族信託とは、将来に備え、自分の資産を親族が代わって管理・運用する制度です。託した資産は自分の老後の家族のために、自分が亡くなった後は障がいのある子どものために、その子が亡くなった後は施設に寄付する等、あらかじめ資産の渡し先を決めておくことができます。資産を有効に承継させていくことができます。契約はお元気なうちにする必要があります。

❖ 家族（民事）信託契約の構図



◆ 家族信託の概要は図のように、本人（委託者）と親族（受託者）とで契約を交わし、受託者は契約書の目的に沿って資産を運用（売却・購入等）します。運用した利益を受け取る人（受益者）も委託者が指定することができます。委託した資産は、名義が受託者になるため心配される方もありますが、受託者は運用をする人ですので、実質的な所有者は受益者となります。障がいのある方の親亡きあとの家族の生活を守る有効な方法のひとつです。

用語解説

Ⅲ. 親自身の準備



遺言書のすすめ

遺言書は、自分の死後、自分の財産に対して誰にどれくらい渡すのかを決めて書き残しておく書類です。家族であっても本人の代わりにすることはできません。お元気な時にしか作れませんので、早めに作成しておくことをお勧めします。

遺言書の主な種類

種類	自筆証書	公正証書
	自分で全て手書きしたもの	公証役場で公証人が本人の希望に沿って作成するもの
特徴・ 改正による 変更点	・ 対象の財産目録のみ パソコン等で作成可能 ・ 法務局で保管をしてもらえる (有料、代理人手続不可)	・ 公証役場で半永久的に 保管される ・ 本人の死後、全国どの公証 役場からでも閲覧可能

◆ 誰でも自分の遺産の残し方を考える必要があります。相続争いを避けたい方や遺産の配分を決めている方、寄付したい方は早めに遺言書を作成してください。

最近、相続争いが増えていますが、家族間の争いほど無意味なものはありません。家族の資産を大切に使うためには、遺言者の意志を尊重して思いやりを持つことが重要です。

相続税・障害者控除

相続人が 85 歳未満の障がい者の場合、相続税の額から一定の金額が控除されます。障害者控除額が相続税額より大きいため控除額の全額が引ききれないことがあります。この場合は、その引き切れない部分の金額を障がい当事者の扶養義務者（兄弟姉妹など 3 親等の親族のうち一定の者）の相続税額から差し引きます。

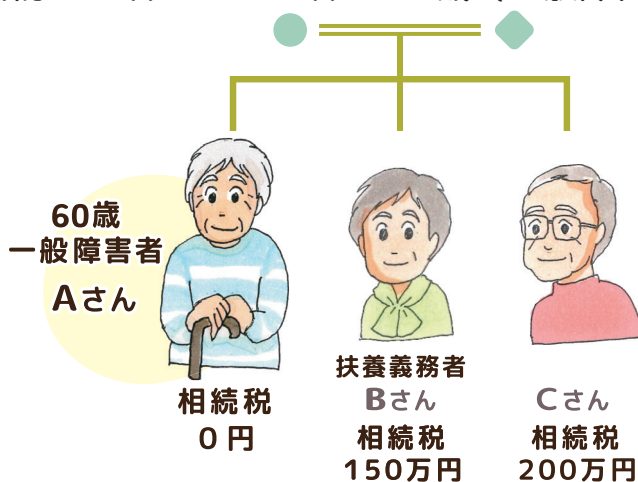
満 85 歳になるまでの年数 1 年につき

一般障害者	10 万円
特別障害者	20 万円

一般障害者の控除額：10 万円 × (85 歳 - 相続開始時の年齢)

特別障害者の控除額：20 万円 × (85 歳 - 相続開始時の年齢)

例：相続人 3 名のうち 1 名が 60 歳（一般障害者）の相続税



一般障害者の控除額 $10 \text{ 万円} \times (85 \text{ 歳} - 60 \text{ 歳}) = 250 \text{ 万円}$

A さん（一般障害者）の相続税 $200 \text{ 万円} - 250 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$

B さん（扶養義務者）の相続税 $200 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$

C さんの相続税 200 万円

あんしんノートとは

引継書 将来のためのあんしんノート

親なき後の生活ための情報を書き残しておくノートです。

新しいサービスを使う際の相談、受診したことのない医療機関へかかるときに便利です。

つなぐ HP からダウンロードできますので、ファイリングして随時更新していきましょう。

<http://npo-tunagu.org/>



ぱざぱのあんしんノート～引き継ぎ書～

重度心身障がい者向けに作成されたあんしんノート（横浜重心グループ連絡会～ぱざぱネット～）

<http://pazapanet.web.fc2.com/ansin-note.html>

氏名：
初回作成日 ____年 ____月 ____日 記入者 ____

横浜重心グループ連絡会 ～ぱざぱネット～

つなぐノート

終活ノート、エンディングノートなど呼び方は様々ですが、万が一に備えておくことは重要です。市販されているものや、自治体で無料配布されているものもあります。法的な効力はありませんが、書き残す事によって、自身の情報や財産の整理になりますので、亡くなった時の手続きを行う遺族や後見人らの負担軽減につながります。まずは書き込める範囲で十分ですので、親なき後に備えて準備しておかれるとよいでしょう。横浜市では18区独自のエンディングノートを配布しています。

つなぐノートは、つなぐHPからダウンロードできます。

後見人として親御さんに特に書いていただきたい項目を厳選しています。

<http://npo-tunagu.org/>

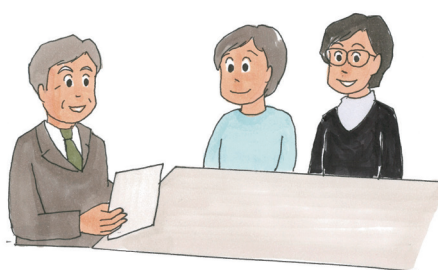
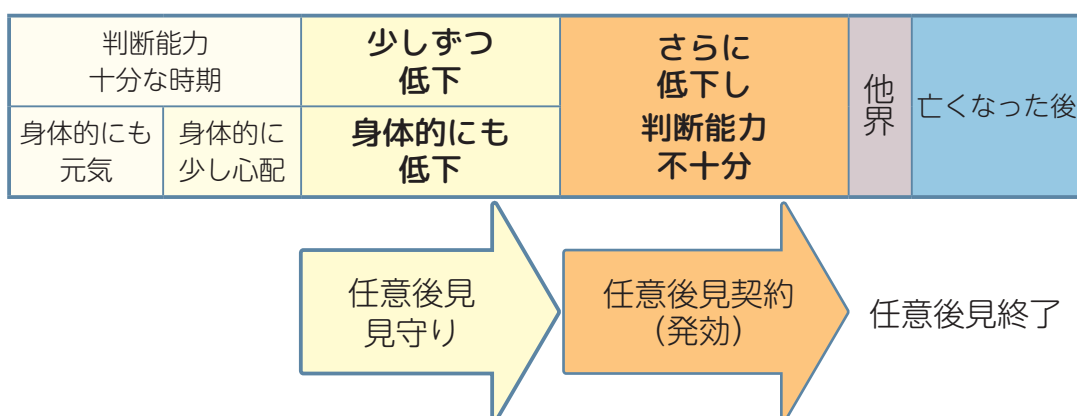


親なき後のあんしん設計

親御さんの場合は、お元気な状態から少しずつ判断能力が低下していくので、その時の状態によって支援の内容を変えていく必要があります。

一般的には、任意後見制度の見守り契約による支援からはじめ、念の為に死後事務委任契約まで準備していくのがよいとされています。

財産管理のための契約もあわせて考えると、より安心できるでしょう。



親なき後の備えチェックシート

福祉サービスの利用について		Yes	No
1	計画相談を利用していますか？		
2	ガイドヘルパーやホームヘルパーを利用していますか？		
3	ショートステイを利用していますか？		
4	グループホームや入所施設を利用していますか？		
5	ご本人は他人の支援を受け入れられますか？		
本人の情報について		Yes	No
1	あんしんノートを作っていますか？		
2	本人の重要な書類はまとめていますか？		
3	本人情報を共有している家族等はいいますか？		
本人のお金について		Yes	No
1	通帳の印鑑は家族と分けていますか？		
2	本人の生活費がどのくらいかかっているか把握していますか？		
3	本人の年金を生活費に充てていますか？		
後見人等について		Yes	No
1	成年後見制度の利用について考えていますか？		
2	申立人になれる人はいいますか？		
3	後見人等になれる親族はいいますか？		
4	かかりつけ医はいいますか？		
親の想いについて		Yes	No
1	つなぐノート（親自身のノート）は作っていますか？		
2	ご本人の住まいについて考えていますか？		
3	ご本人の将来的な生活について考えていますか？		
4	ご本人の相続について考えていますか？		
5	親やご本人の葬儀を任せられる親族はいいますか？		

※このチェックシートの項目は全て必要というものではありません。



Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal blue lines.



Lined writing area with horizontal blue lines.

※この冊子は一般社団法人芳心会の助成により制作しました



親なき後のあんしんガイド（第2版）

発行日：2025年8月1日

発行者：認定 NPO 法人つなぐ・三人会
〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央3丁目21-9

東建シティハイツ鶴見中央202

TEL：045-717-6662 FAX：045-717-6668

Mail：turumi@npo-tunagu.org

URL：http://npo-tunagu.org/

イラスト：soramame

デザイン：Salasa